

農林中央金庫の ガバナンス

価値を生み出すビジネス領域やそれらを支える基盤を適切に運営・構築するための、
当金庫のガバナンスについて紹介します。

経営管理委員 座談会	70
農林中央金庫のガバナンス	74
役員一覧	78

Q 農林中央金庫のガバナンスは、何が特徴ですか。

A 経営管理委員会と理事会の2つの機関が、一般企業の取締役会に相当する機能を役割分担していることが特徴です。
経営管理委員会は、農林水産業者の協同組織にかかる重要事項の決定と理事の監督を行っている機関です。同委員会は、当金庫会員の意思を経営に反映するために会員の代表者と、当金庫が国内外の金融市場で資金運用等を行っていることを踏まえて金融分野等の外部有識者が委員に就任しています。理事会は、理事の相互監督のもとで業務にかかる決定を担っています。

Q ガバナンスの高度化に向けて足元取り組んでいることは何ですか。

A 2026年4月の農林中央金庫法改正を受けて、外部有識者2名が理事へ就任し、経営における多様な視点を確保する体制を構築しました。また、経営管理委員会・理事会の実効性について年次で評価を行い、不断に改善することで、更なるガバナンスの高度化に取り組んでいます。